

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 檜原市は、<u>昆虫に関する自然科学資料</u>の収集、保管(育成を含む。)、展示を行うことにより市民の教養文化の向上に寄与するとともに、合わせてこれらの資料に関する調査研究を行うため、昆虫館を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 昆虫館において行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>昆虫の飼育・繁殖</u>に関する技術的研究及び生態展示</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 昆虫館資料及び<u>自然科学</u>に関する調査研究並びにその結果の公開</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第4条 檜原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 植物を採取し、又は損傷したとき。</p> <p>(5) <u>昆虫</u>を捕獲し、又は殺傷したとき。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(協議会)</p> <p>第6条 昆虫館に檜原市昆虫館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。</p> <p><u>3 委員の任期は、2年とする。</u>ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>4 前3項</u>に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 檜原市は、<u>昆虫をはじめとする動植物に関する自然史資料</u>の収集、保管(育成を含む。)、展示を行うことにより市民の教養文化の向上に寄与するとともに、合わせてこれらの資料に関する調査研究を行うため、昆虫館を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 昆虫館において行う事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>飼育、繁殖及び栽培</u>に関する技術的研究及び生態展示</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 昆虫館資料及び<u>自然史</u>に関する調査研究並びにその結果の公開</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第4条 檜原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>温室内の植物</u>を採取し、又は損傷したとき。</p> <p>(5) <u>昆虫館内の動物</u>を捕獲し、又は殺傷したとき。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(協議会)</p> <p>第6条 昆虫館に檜原市昆虫館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。</p> <p><u>3 委員は、学識経験者、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、関係行政機関の職員並びに地域の代表者の中から教育委員会がこれを任命する。</u></p> <p><u>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u>ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>5 第1項から前項まで</u>に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>